

12. 水道事業者等への指導監督について

(1) 水道事業の運営状況に関する報告

厚生労働省においては、水道の布設及び管理又は水道事業若しくは水道用水供給事業の適正を確保するため、毎年度、厚生労働大臣認可の水道事業者等から事業の状況報告をお願いしているところである。

いくつかの課題に関して報告をお願いしているところであるが、その趣旨をご理解の上、期日までに回答をいただけるよう今後とも協力をお願いする。

また、その一環として都道府県にも、都道府県認可の水道事業者及び水道用水供給事業者への調査をお願いしている。

(2) 立入検査

ア. 目的

水道法第39条第1項等の規定に基づき、水道（水道事業及び水道用水供給事業の用に供する者に限る。）の布設若しくは管理又は水道事業若しくは水道用水供給事業の適正を確保する。

イ. 立入検査実施状況

平成25年度における立入検査については、平成25年7月から平成26年1月にかけて、厚生労働大臣認可の481の水道事業及び水道用水供給事業のうち、53事業に対して実施した。（資料12-1及び資料12-2参照）

立入検査においては、需要者の安心・安全の確保に重点を置きつつ、主として水道技術管理者の従事・監督状況等水道法に規定する事項の遵守状況、自然災害やテロ等危機管理対策の状況などを確認している。

具体的には、

- ①水道技術管理者、布設工事監督者等の事業の監督状況
- ②認可（変更認可）や各種届出状況、給水開始前検査の実施状況
- ③施設基準の遵守等、水道施設管理の実施状況
- ④健康診断や衛生上の措置等、衛生管理の実施状況
- ⑤水質検査の実施状況、水質基準の遵守状況
- ⑥水源周辺等の汚染源の把握、水質管理に伴う施設整備の状況
- ⑦自然災害やテロ等、危機管理対策の実施状況
- ⑧情報提供の実施状況や供給規程の周知等、住民対策の実施状況
- ⑨環境保全対策の実施状況（水質汚濁防止法の遵守状況等）

の項目について、適切に実施されているかを書類審査及び現場にて確認した。立入検査の実施に当たっては、水道技術管理者の出席及び説明をお願いしているところである。

また、検査終了後、検査内容について講評を行い、改善を必要とする事項については、水道法への抵触などその重要性に応じて文書指導又は口頭指導を行い、その改善状況について報告を得ることとしている。

ウ. 立入検査の結果及び都道府県による立入検査等の指導監督の充実

平成25年度に実施した立入検査の結果については、現在取りまとめ中であり、今後確定次第、厚生労働省健康局水道課のHP等で公表することとしている。

なお、平成24年度に文書指導した主な事項としては、記載事項変更の未届出、住民への情報提供の未実施などが挙げられる。(資料12-3を日々の事業管理のチェックリストとするなどご活用願いたい。)

特に中小の水道事業者においては、職員数が減少し、施設の適正な運営・管理を確保することが厳しくなっている現状について認識いただきたい。

エ. その他

平成14年度より毎年度、厚生労働大臣認可の水道事業等の水道技術管理者を対象とした研修を実施しており、来年度も開催することとしているので、水道事業者等にあつては、水道技術管理者が出席できるよう配慮願いたい。